



- ◆ あなたの会社の労働者は、「育児休業」を取得できていますか？
- ◆ 中小企業では来年4月から、「ハラスメントの防止対策」を講じることが義務化されます。準備はできていますか？

令和3年度

# 労働講座

令和3年12月2日(木)

13:30~16:40 (受付13:00~)

愛知県知多総合庁舎 3階 大会議室

参加  
無料

対象者

企業経営者、人事労務担当者、労働組合関係者、一般勤労者など

第1部  
120分

13:30~15:30

## 「育児休業取得がもたらす効果とは」

☞ 育児休業についての基礎知識から、助成金、イクメン・イクボス、来年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法まで、わかりやすく解説します。

講師：アイ・スマイル社会保険労務士法人

代表 吉岡 規子 氏 (特定社会保険労務士)



第2部  
60分

15:40~16:40

## 「ハラスメント防止対策について等」

☞ ハラスメントの防止対策をわかりやすく解説します。  
また、来年4月から策定対象が拡大される女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定義務についても説明します。

講師：愛知労働局雇用環境・均等部指導課

雇用均等指導員 井澤 保 氏



申込方法は、  
☞裏面を御覧ください！



# 新型コロナウイルス感染症対策のおねがい

★ マスクを御持参のうえ、必ず御着用ください。

★ 検温に御協力ください。

(※主催者の判断で参加を御遠慮いただくことがございます。)

★ 入口にアルコール消毒を設置します。

手洗い・アルコール消毒等、御協力をお願いします。

★ 運営スタッフはマスクを着用します。

また、講師がマスクを着用する場合もございます。

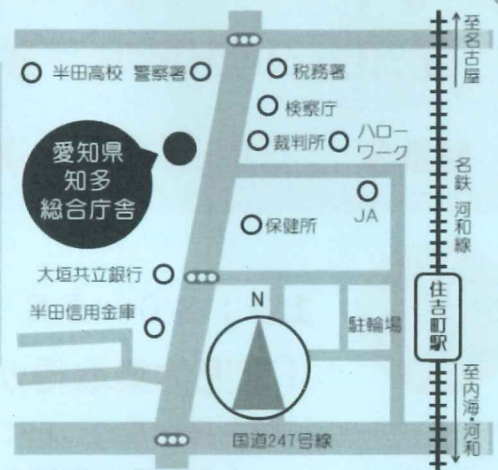
★ 当日、体調不良(発熱・風邪の症状等)の方は参加を御遠慮ください。



## ★ 申込方法 ★

参加を御希望される方は、以下の「参加申込書」に御記入の上、FAXにてお申込みください。

- 申込先 愛知県知多県民事務所 産業労働課  
FAX 0569-26-4529
- 申込締切 令和3年11月22日(月)  
(定員に達し次第、締め切らせていただきます。)
- 定員 30名(先着順)
- 会場 愛知県知多総合庁舎3階 大会議室  
(名鉄住吉町駅から徒歩約5分)



※受講票は発行しませんので、当方から連絡のない限り、直接お越しください。  
※なるべく公共交通機関を御利用ください。

## <参加申込書 FAX 0569-26-4529> 切り取らずにこのまま送信してください。

事業所・団体名	電話	( ) -	
	FAX	( ) -	
住所	(〒 - )		
受講者名	氏名	所属名(役職名)	メールアドレス
	氏名	所属名(役職名)	メールアドレス

### 【問い合わせ先】

愛知県知多県民事務所産業労働課◆電話0569-21-8111(内線356)◆住所 〒475-8501 半田市出口町1-36

※なお、御記入いただきました個人情報、当課からの各種連絡のために利用させていただくことがあります。